

お知らせ版

お知らせ

春の全国火災予防運動
3月1日から1週間

春の全国火災予防運動
3月1日(月)～7日(日)

◎住宅用火災警報器は設置から10年が交換の目安

設置から10年以上の住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。設置から10年経過した住宅用火災警報器は本体交換をおすすめします。

■問い合わせ 二戸消防署九戸分署 (☎42-3119)

募 集

感染症対策物品 無料で貸し出し

二戸地区広域商工観光推進協議会では、二戸地域で活動する個人、法人、団体などを対象に、感染症対策物品の貸し出しを行います。貸出希望の場合は、原則5日前までに事前申請が必要です。

■貸出物品 非接触型体温計(計4個)、足踏み式消毒液スタンド(計4台)、加湿器(1台)、二酸化炭素濃度チェッカー(1台・屋内の換気の目安を確認できます)

■貸出可能期間 1回あたり原則14日間以内

■対象事業 地域イベント、セミナー、研修会など

■申し込みについて 原則5日前までに申し込み必要

※貸出状況により、希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ 二戸地区広域商工観光推進協議会事務局(県北広域振興局二戸地域振興センター地域振興課内・☎23-9205)

相 談

気軽に相談ください 心配ごと相談所開設

村社会福祉協議会では、村民の皆さまのさまざまな悩みに対応するため「心配ごと相談所」を次のとおり開設します。相談内容についての秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

この事業は、皆さまからご協力いただいた赤い羽根共同募金で運営されています。

■日時 3月10日(水) 午後1時30分～午後3時
相談時間は1人あたり30分

■場所 村総合福祉センター

■内容 相続、多重債務、離婚問題、悪質商法、法律に関することなど

■定員 3人

■その他 なお、後日改めての相談および弁護士依頼に係る費用などについては、相談者の負担となります。

■申し込み・問い合わせ 村社会福祉協議会(村総合福祉センター内・☎41-1200)

※事前予約が必要です。また、定員になり次第締め切りとなります。

相 談

高齢者何でも相談 シルバー110番

県高齢者総合支援センターでは、高齢者何でも相談「シルバー110番」を設置し、次のとおり相談対応しています。また、法律や認知症などの専門相談にも専門分野の先生が相談に応じます。お気軽に電話ください。

■相談電話 ☎0120-84-8584(秘密厳守)

■相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

■相談費用 無料

相談

障がいを持つ人の 悩み事相談を実施

地域で生活する障がいを持っている人の相談に応じます。心配事など何でも相談してください。

■日時 3月1日(月) 午前9時30分～正午

■場所 村山村開発センター

■内容 心配事や不安になりやすい事など、何でも相談ください。

■予約・問い合わせ 住民生活課保健衛生班 (☎ 42-2111 内線 123)

相談

精神科医師による 心の悩み相談開催

眠れない、物忘れ、イライラする、気持ちが落ち込むことはありませんか。また、家族や近所にそのような人はいませんか。

精神科医師による相談を開催します。本人だけでなく、家族の事も相談できます。気軽にご相談ください。

■日時 3月5日(金) 午後1時30分

■場所 予約連絡いただいた際、お知らせします。

■予約・問い合わせ 住民生活課保健衛生班 (☎ 42-2111 内線 123)

※予約が必要です。相談を希望する人は、事前に村保健センターの保健師まで連絡をお願いします。

相談

悩みを相談しよう おしゃべりサロン

毎月第2水曜日におしゃべりサロンを開催しています。お茶を飲みながらお話しませんか。

家庭や体の事、介護の事など心配事から、世間話でも構いません。一人で悩まず、仲間づくりに来てください。傾聴ボランティア「はまなす」の会員が交代でいます。

■日時 3月10日(水)

午前10時～午前11時30分

■場所 街の駅「まさざね館」

■問い合わせ 住民生活課保健衛生班 (☎ 42-2111 内線 123)

お知らせ

成人用肺炎球菌予防接種 希望者は3月末日までに

対象者には昨年6月に予診票が郵送されています。令和2年度の助成期間は3月31日までです。それ以降に接種される場合は、全額自己負担となりますので、対象者で接種を希望する人は、早めの接種をお願いします。

なお、接種を希望する人は、医療機関へ一週間前までに予約をしてから予診票を持参の上、受診してください。
※九戸地域診療センターでの接種は終了しています。

■問い合わせ 住民生活課保健衛生班 (☎ 42-2111 内線 123)

お知らせ

林業退職金共済制度 林業事業主は加入を

林業退職金共済制度(林退共)は、事業主が従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払う、林業界全体の退職金制度です。

○掛金は税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります

○掛金の一部を国が免除します

○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます

■事業主の皆さまへ

- 共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください
- 共済手帳を所持する従事者が林業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求するように指導してください

■問い合わせ 独立行政法人勤労者退職金共済機構・林業退職金共済事業本部 (☎ 03-6731-2889)

消費生活カレンダーの訂正

昨年12月に全戸配布した消費生活カレンダーについて、下記の日がちがひ休日となっていますが、正しくは平日でした。お詫びして訂正いたします。

■訂正箇所 3月11日(木)、7月26日(月)

■問い合わせ 総務企画課地域振興班 (☎ 42-2111 内線 171)